

会員規約

第1条（目的）

本規則は、特定非営利活動法人全国小規模保育協議会（以下「当法人」という。）を適正に運営し、当法人の社会的使命を実現することを目的として、定款第6条に定める会員（以下「会員」という。）の入会等に関し、特定非営利活動促進法第2条第2項第1号イの趣旨に適合する細則を定めるものである。

第2条（会員の種別）

1 定款第6条の「種別」は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。

（1）正会員：小規模認可保育園を開設している個人及び団体

（2）準会員：小規模認可保育園を開設していないものの、開設を目指している個人及び団体

（3）賛助会員：小規模認可保育園を開設しておらず、かつ開設を目指していない個人及び団体

2 前項第2号に定める準会員は、小規模認可保育園の開設時に正会員に移行するものとする。

第3条（会員の入会）

1 定款第8条第1項の「入会申込」とは、前条に定める会員の種別に応じ、当法人所定の申込みフォームに必要事項を入力し、又は当法人所定の申込書を当法人所定の方法で提出することにより、理事長に入会を申し込むことをいう。

2 定款第8条第2項の「入会」とは、次の各号に定める手続を全て履践したことをいう。

（1）前条に定める会員の種別に応じて、第4条に定める当事業年度分の会費（入会申込時期が1月から3月までの間の場合には翌事業年度分の会費）を当法人所定の口座に入金したこと

（2）その他当法人が別途指定する入会手続を履践したこと

- 3 会員の入会日は、前項各号に定める手続の履践が全て完了した日とする。ただし、本条第9項の規定に基づいて前項の適用を排除した場合には、理事長が別途定める日とする。
- 4 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2条第2項の規定に基づいて準会員が正会員に移行した場合には、当該会員は、当法人所定の申込みフォーム（正会員用）に必要な事項を入力するとともに、第4条に定める正会員と準会員の会費の差額を当法人所定の口座に入金するものとする。
- 5 会員は、会員の氏名（名称）、住所（所在地）、運営する小規模認可保育園の名称・数その他入会申込み時に当法人に届け出た情報に変更があった場合には、当法人に対し、変更後の情報を速やかに届け出るものとする。変更後の情報に変更があった場合にも同様とする。
- 6 当法人は、正会員（個人を除く。）の名称及び当該正会員が運営する小規模認可保育園の名称を当法人のホームページに掲載することができる。
- 7 保険への加入を希望する正会員は、当法人が別途定める方法に従い、保険に加入することができる。
- 8 定款第8条第2項の「正当な理由」には、定款第8条第1項の規定により入会申込みをした者が、次の各号のいずれかに該当する場合を含むものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。
 - (2) 過去に暴力団員等であった者
 - (3) 暴力団員等が実質的に経営に関与している団体
 - (4) 故意の犯罪による前科又は前歴がある者
 - (5) 当法人の名誉を傷つけること、又は当法人の目的に反する行為をすることを目的に入会申込みをしたことが明らかである者
 - (6) 入会申込手続において、当法人に対して虚偽の事実を届け出た者
 - (7) 小規模認可保育園その他の運営施設を適切に運営していないと判断される客観的事実があると認められる者
- 9 本条第1項、第2項及び第4項の規定は、理事長の承諾がある場合には適用しないことができる。

第4条（会員の会費）

1 定款第9条の「会費」は、第2条に定める会員の種別に応じ、次の各号に定める金額とする。

(1) 正会員：年額 1口3万円（1口以上）

運営する小規模認可保育園が複数の場合は、以下の金額を原則とする。

ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。

①2園：2口6万円

②3園：3口9万円

③4園以上：4口12万円

(2) 準会員：年額 1口1万円（1口以上）

(3) 賛助会員：年額 1口5千円（1口以上）

2 当法人は、当事業年度分の会費を、理事長が別途指定する時期に会員の口座から引き落とすものとする。ただし、理事長が別途時期を指定するまでの間は、毎年6月末日を引落日とする。

3 前項の規定は、入会事業年度分（入会申込時期が1月から3月までの会員については入会申込みの翌事業年度分）の会費については適用しない。

4 正会員は、小規模認可保育園を追加で開設した場合には、開設日から1か月以内に、当事業年度における従前の会費と追加開設後の会費との差額を当法人に支払うものとする。ただし、理事長の承諾がある場合には、この限りではない。

第5条（会員の退会）

1 定款第10条の「退会」を希望する会員は、退会希望日の30日前までに、当法人所定の退会フォームに必要事項を入力する方法、又は当法人所定の退会届を提出する方法により、退会を希望する旨を理事長に届け出るものとする。

2 会員の退会日は、前項の会員の届出が理事長に到達した日とする。ただし、本条第5項の規定に基づいて前項の適用を排除した場合には、理事長が承諾した日とする。

3 会員は、退会する場合であっても当事業年度分の会費の支払義務を負うものとし、その具体的取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。なお、会員は、退会する場合であっても既に支払義務が発生している会費の支払を免れるものではない。

(1) 退会日が4月1日から第4条第2項に定める会費の引落日までの場合には、当事業年度分の会費の全額を、理事長が別途指定する期日までに当法人に支払う。

(2) 退会日が第4条第2項に定める会費の引落日から3月末日までの場合には、当法人は受領済みの会費を返還しないものとする。

4 退会をした会員は、退会日以降、当法人の会員であることを表示してはならない。

5 本条第1項及び第3項の規定は、理事長の承諾がある場合には適用しないことができる。

第6条（本規則の変更）

本規則は、第1条、第2条及び第4条については当法人の社員総会の決議により、第3条及び第5条については当法人の理事会決議により変更することができる。理事会決議により本規則に変更を加えた場合、当法人の理事長は、変更内容を適宜の方法で会員に通知するものとする。

以上

令和2年6月1日制定・施行